

平成30年10月23日

古河市長 針谷 力 様

古河市公の施設
指定管理者選定審議会
会長 日毛 和夫

古河市公の施設に係る指定管理者指定候補者の選定について（答申）

平成30年8月28日付け古企第41号で諮問のありました標記事項について、本審議会は慎重に審議した結果、以下のとおりとなりましたことを答申します。

記

1. 選定結果

No	公の施設名称	指定管理者指定候補者	指定期間
1	古河市古河老人福祉センター	特定非営利活動法人ワーカーズユープ	平成31年4月1日 からの5年間
2	古河市総和老人福祉センター	社会福祉法人古河市社会福祉協議会	平成31年4月1日 からの5年間
3	古河スポーツ交流センター	古河広域健康・スポーツネットワーク	平成31年4月1日 からの5年間
4	古河市コミュニティセンター出城	コミュニティセンター出城運営委員会	平成31年4月1日 からの5年間
5	古河市コミュニティセンター平和	コミュニティセンター平和運営委員会	平成31年4月1日 からの5年間
6	古河市コミュニティセンターなかよこ	コミュニティセンターなかよこ運営委員会	平成31年4月1日 からの5年間
7	古河市みどりヶ丘ふれあいの家	みどりヶ丘ふれあいの家運営委員会	平成31年4月1日 からの5年間
8	古河市三和いこいの家	三和いこいの家運営委員会	平成31年4月1日 からの5年間

9	古河市ファミリー・サポート・センター	一般財団法人古河市地域振興公社	平成31年4月1日からの3年間
10	古河市ネーブル子育て広場	一般財団法人古河市地域振興公社	平成31年4月1日からの3年間
11	古河市駅前子育て広場		

2. 選定の経過

指定管理者指定候補者の選定にあたり、市長から諮問を受けた11施設(公募3施設、非公募8施設)について、応募団体の能力が当該施設の管理運営に適しているか、管理運営に係る基本的な考え方やその体制は適切か、事業計画が施設の効果的活用を図れる計画であるか、管理運営経費は適切に計上されているか等の視点から審査を実施しました。

第1次審査として、各団体から提出された応募書類の審査を実施し、当審議会において決定した最低基準を上回った団体を第1次審査通過団体としました。次に実施されたプレゼンテーション方式による第2次審査において、事業計画書の内容を中心に応募団体からの説明を受けたのち、各委員と応募団体による質疑応答を行い、第1次審査の採点結果を修正する方法により最終得点を決定しました。その後、審査結果を集約し、総合得点の最上位団体を記1に示した指定管理者指定候補者として選定しました。

3. 選定理由

【公募施設】

① 古河市古河老人福祉センター

本施設の指定管理者の公募に対して、現指定管理者である1団体から応募がありました。

審査にあたっては、第1次審査を通過した当該団体に対し、施設の管理運営に係る基本的な考え方、施設の効果的活用等を中心に質疑を行い、高齢者の健康増進や余暇活動の支援に向けた考え等に留意し、応募団体の提案内容を確認しました。

その結果、特定非営利活動法人ワーカーズコープの施設に対する管理運営方針及び、これまでの実績により培われた施設の在り方への深い理念を評価し、指定管理者指定候補者として選定しました。

ただし、今回の公募において競争相手が存在しなかったこと及び、今後の施設の更なる発展のため、以下のとおり附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

- 1 当該指定管理者指定候補者は、施設利用者の増加につながるような魅力ある自主事業が展開できるよう、特段の留意をすること。
- 2 当該指定管理者指定候補者は、施設利用に関わる全ての人々が安全に安心して施設を利用することができるよう、安全管理および危機管理体制の確保に、特段の留意をすること。

② 古河市総和老人福祉センター

本施設の指定管理者の公募に対して、現指定管理者である1団体から応募がありました。

審査にあたっては、第1次審査を通過した当該団体に対し、施設の管理運営に係る基本的な考え方、施設の効果的活用等を中心に質疑を行い、高齢者の健康増進や余暇活動の支援に向けた考え等に留意し、応募団体の提案内容を確認しました。

その結果、社会福祉法人古河市社会福祉協議会の施設に対する管理運営方針及び、これまでの実績により培われた施設の在り方への深い理念を評価し、指定管理者指定候補者として選定しました。

ただし、今回の公募において競争相手が存在しなかったこと及び、今後の施設の更なる発展のため、以下のとおり附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

- 1 当該指定管理者指定候補者は、施設利用者の増加につながるような魅力ある自主事業が展開できるよう、特段の留意をすること。
- 2 当該指定管理者指定候補者は、施設利用に関わる全ての人々が安全に安心して施設を利用することができるよう、安全管理および危機管理体制の確保に、特段の留意をすること。

③ 古河スポーツ交流センター

本施設の指定管理者の公募に対して、現指定管理者を含む2団体から応募がありました。審査にあたっては、第1次審査を通過した2団体に対し、各団体個別の質問を交え、施設の管理運営に係る基本的な考え方、施設の効果的活用等を中心に質疑を行い、利用者の健康増進や施設の利用者の増加に向けた考え方等に留意し、応募団体の提案内容を確認しました。

その結果、古河広域健康・スポーツネットワークの施設の利用拡大のための取組みや利便性向上につながる提案を評価し、指定管理者指定候補者として選定しました。

【非公募施設】

① 古河市コミュニティセンター出城

本施設の指定管理者指定候補者選定については、施設周辺の自治会で構成された運営委員会が管理運営することで、地域の課題等を自己解決できる力を養うことに繋がり、地域の実情にあった柔軟な管理運営が期待されるため、公募によらない選定となりました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者であるコミュニティセンター出城運営委員会を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

地域コミュニティの自治意識向上のため、自治的活動の場を提供し、地域社会づくりの推進に資すること。

② 古河市コミュニティセンター平和

本施設の指定管理者指定候補者選定については、施設周辺の自治会で構成された運営委員会が管理運営することで、地域の課題等を自己解決できる力を養うことに繋がり、地域の実情にあった柔軟な管理運営が期待されるため、公募によらない選定となりました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者であるコミュニティセンター平和運営委員会を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

地域コミュニティの自治意識向上のため、自治的活動の場を提供し、地域社会づくりの推進に資すること。

③ 古河市コミュニティセンターなかよこ

本施設の指定管理者指定候補者選定については、施設周辺の自治会で構成された運営委員会が管理運営することで、地域の課題等を自己解決できる力を養うことに繋がり、地域の実情にあった柔軟な管理運営が期待されるため、公募によらない選定となりました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者であるコミュニティセンターなかよこ運営委員会を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

地域コミュニティの自治意識向上のため、自治的活動の場を提供し、地域社会づくりの推進に資すること。

④ 古河市みどりヶ丘ふれあいの家

本施設の指定管理者指定候補者選定については、施設周辺の自治会で構成された運営委員会が管理運営することで、地域の課題等を自己解決できる力を養うことに繋がり、地域の実情にあった柔軟な管理運営が期待されるため、公募によらない選定となりました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者であるみどりヶ

丘ふれあいの家運営委員会を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

地域コミュニティの自治意識向上のため、自治的活動の場を提供し、地域社会づくりの推進に資すること。

⑤ 古河市三和いこいの家

本施設の指定管理者指定候補者選定については、施設周辺の自治会で構成された運営委員会が管理運営することで、地域の課題等を自己解決できる力を養うことに繋がり、地域の実情にあった柔軟な管理運営が期待されるため、公募によらない選定となりました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者である三和いこいの家運営委員会を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

地域コミュニティの自治意識向上のため、自治的活動の場を提供し、地域社会づくりの推進に資すること。

⑥ 古河市ファミリー・サポート・センター

本施設の指定管理者指定候補者選定については、平成30年4月に当時の指定管理者が現在の指定管理者と吸収合併し、施設の管理運営体制が引き継がれ、今後もこの蓄積された施設運営に関するノウハウを十分に活用することが求められることから、公募によらない選定となりました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者である一般財団法人古河市地域振興公社を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

- 1 当該指定管理者指定候補者は、利用者の拡大につながるよう、さらなるサービス内容および質の向上に努めるとともに、広報活動を積極的に行うこと。
- 2 当該指定管理者指定候補者は、施設利用に関わる全ての人々が安全に安心して施設を

利用することができるよう、安全管理および危機管理体制の確保に、特段の留意をすること。

⑦ 古河市ネーブル子育て広場 古河市駅前子育て広場(2施設一括)

本施設の指定管理者指定候補者選定については、平成30年4月に当時の指定管理者が現在の指定管理者と吸収合併し、施設の管理運営体制が引き継がれ、今後もこの蓄積された施設運営に関するノウハウを十分に活用することが求められることから、公募によらない選定となりました。また、新規導入施設の古河市駅前子育て広場は、古河市ネーブル子育て広場と事業内容が同様であり、備品等の相互利用や人的な応援体制を確立させることができ、より効率的な施設運営が可能になるため、一括非公募としました。今期指定期間における実績、事業計画、収支計画書のヒアリングを行い、管理運営に係る基本的な考え方について質疑を行いました。

その結果、事業の継続性やこれまでの管理実績等を考慮し、現指定管理者である一般財団法人古河市地域振興公社を引き続き指定管理者指定候補者として決定しました。

ただし、公募によらない選定のため、次期指定期間については、今後のより適正な運営を期し、附帯意見を付すこととします。

[附帯意見]

- 1 当該指定管理者指定候補者は、利用者の拡大につながるよう、さらなるサービス内容および質の向上に努めるとともに、広報活動を積極的に行うこと。
- 2 当該指定管理者指定候補者は、施設利用に関わる全ての人々が安全に安心して施設を利用することができるよう、安全管理および危機管理体制の確保に、特段の留意をすること。